

くらしを彩る気の利いた道具たち、続々と世界へ進出

～カミソリ、キッチンツール…革新を続ける刃物の老舗メーカー～



カインダストリーズ株式会社

代表取締役社長 兼 最高執行責任者(COO)

遠藤 浩彰 氏

- 住 所： 関市小屋名1110
- T E L： 0575-28-3131
- U R L： <https://www.kai-group.com/>
- 事業内容： カミソリ・ツメキリ・カッターナイフ・ハサミ・包丁・サージカル用具などの家庭用、業務用刃物類の製造
業務用刃物の国内向け営業
カミソリ及び医療器の海外向け営業
- 従業員数： 794人

■生活を便利にしてくれる様々な商品群 取り扱い品目はなんと1万点以上

聞き手：「貝印」と聞けば、まずカミソリなどの刃物を総合的に扱う老舗、というイメージが浮かぶわけですが、あらためて御社の事業内容について教えてください。

遠藤社長：1908年に曾祖父である初代・遠藤 斉治郎が創業し、ポケットナイフの製造からスタートしました。さらにカミソリ、爪切り、ハサミといった製品も手掛けるようになり、現在も身だしなみを整える「グルーミング・ビューティーケア」に関わる商品を展開しています。また、包丁をはじめとして、ピーラーやキッチンハサミ、鍋やフライパンまで含めた家庭用品も扱っています。

それとは別に、BtoB、プロフェッショナルの方向けの商品として医療用のメスや理美容師さんのハサミ、工業用の特殊刃物なども製造しています。KAIグループとしては、カインダストリーズ(株)は刃物製品全般の製造を、貝印(株)では販売やマーケティングを行っています。

聞き手：最近では男性向けのサロンも増えてきて、若い方は身だしなみへの関心も高いと感じています。

遠藤社長：以前より男性の美への意識は垣根が低くなっていますし、ご自宅でのセルフケアにも関心が高まっています。ただ、このコロナ禍でマスク生活となり、ケア用品の販売という点では苦戦しました。

一方で、長引くステイホームにより家でどう過ごすかということで、近年下火になりつつあった「お菓子作り」が復

調したという動きもありました。巣ごもり生活を充実させるため、良い包丁をメンテナンスしながら長く大切に使用したいという方もあり、日本だけでなく海外でも需要が高まってきています。

特に欧米ではロックダウンとなり、通販での人気が高く、今もまだ受注に完全には対応しきれていないというありがたい状況です。コロナ禍による負の側面もありましたが、1万点を超えるアイテムのおかげで、グループ全体でバランスを取ることができています。

聞き手：海外でも日本の包丁が人気なのは嬉しいですね。

遠藤社長：海外では“旬”というブランドを立ち上げ、日本のイメージよりも少し高価格帯の製品をメインに打ち出しています。日本の食文化への認知も高まっていますし、意匠的には日本刀のイメージがあるのだと思います。欧米で包丁というとドイツのゾーリングで製造されたものが有名ですが、それらが堅牢な印象なのに比べて、繊細な切れ味や“細かいところまで気が回る”といった部分も評価されているのかなと思います。

■意匠性にも優れた“新時代のカミソリ”

聞き手：最近話題となった商品には、「紙カミソリ」があります。デザインもおしゃれですね。

遠藤社長：初代は日本で初めてカミソリの替え刃を国産で作りはじめ、2代目は軽便カミソリ、3代目の父の代では海外に先駆けて3枚刃の製品を世界で初めて開発・販売



【写真左】
「旬 Shun」ブランドの包丁

【写真右】
紙カミソリ

したことで海外進出への足掛かりともなりました。その流れがありますので、私の代でもカミソリで何かイノベーションが起こせればという思いはありました。紙カミソリは世の中を変えるきっかけがある、そんな“におい”を感じて後押しした企画です。始動した2018年は、創業110年を機に「ブルーオーシャンウェーブ」という言葉を掲げ、新しい市場の創出を目指していた時期でした。

聞き手: 開発に至った経緯もぜひ教えてください。

遠藤社長: まず「従来製品のどこを変えたら…」という視点ではなく、「カミソリにお客様が求めている価値」を改めて考えることからスタートしました。それは何か、やはり清潔で快適な剃り味です。その究極の姿が1dayカミソリです。さらに「プラスチックの多用は時代に逆行しているのでは?」「環境負荷の低い紙にしては?」という意見から、当時広まりつつあったSDGs、サステナビリティの視点も加わりました。今まで使ったことがない紙という素材への挑戦や、耐水性の問題もありましたし、社内では「本当にできるのか」と懐疑的な声もありましたが、約2年でテスト販売にこぎつけました。

おかげさまで多方面から注目していただき、3日間に完売しましたので、今は一般発売ができるように準備しています。海外にはまだ販売していないのですが、自分で紙を折って仕上げるのが「オリガミみたいでカッコいい」などと大きな反響をいただいています。

聞き手: 今後の展開が楽しみです。

遠藤社長: プロジェクトがやっと日の目を見たことで、いろいろタネまきをして育て、世に出していくこと、そんな挑戦をたゆまず続けていくことの大切さを感じています。そして、これからのものづくりメーカーにはSDGsの取り組みも欠かせないと思います。材料は地球の限られた資源ですし、工程内の環境負荷軽減も大切です。もともと刃物は研ぎ直せばまた使えるもので、良いものを長く使うのはSDGsの考え方にも合致しています。しかし日本では当たりの研ぎ直しも、海外ではあまり知られていませんので、広めていくことも使命だと感じています。紙カミソリも、例えばFSC認証のある包材を採用するなど、工夫を重ねていきたいですね。

聞き手: 人材育成についてはいかがでしょうか。

遠藤社長: グループの社風として、岐阜の県民性からか実直、真面目な方が多いように感じます。また、チームとして取り組む遂行力は高いと思います。私は「一人の百歩よりも百人の一步」だと言っていますが、指示されて動くだけの受け身の姿勢ではなく、一人ひとりの個性を認め合い、主体的・能動的に動く必要があります。

社員の仕事への希望等については、年に2回「自己申告制度」として、直属の上司ではなく経営会議のメンバーに直接意志を伝えてもらう機会を作っています。そこから本人の適性、会社の事情等をきちんと見極め、異動や現地法人への研修派遣といった判断をします。また普段から、気付いたことをイントラネット上に毎週170字でまとめる「週報」という取り組みも10年ほど続けています。ここにも社員の思いが表れますから、丁寧に読み解くようにしています。会社として、社員が前向きに挑戦する姿を応援したいですし、社内制度への不満等には誠実な対応を示すべきだと考えています。そうすることで、社員も納得して働ける環境になると考えています。

■ オン・オフの区分はあえてファジーに

聞き手: 趣味や、休日の過ごし方についても教えてください。

遠藤社長: 実はオンとオフをはっきり分けないようにしています。コロナ禍で今は難しいですが、食べ歩きや旅行はリフレッシュにもなれば仕事のヒントにもなります。海外ではその土地の美味しいものを食べるのも大好きですね。フレンチ、イタリアン…何でも好きですよ。

ちなみに社員の誕生日には視野を拡げてほしいという思いから図書カード、結婚記念日にはワインを贈っています。ご家族も含めてKAIグループのファミリーですから、ご家族に思いを届ける手段として続けています。

聞き手: 誠実な社風、その筆頭は遠藤社長なのだと感じました。本日は貴重なお話をありがとうございました。

聞き手 (一社)岐阜県経営者協会 広報部会委員

関信用金庫

常勤理事 三尾 充男

【岐阜県の特定最低賃金の結審状況】

令和3年の中部3県の特定最低賃金の時間額が決定した。結審状況は下記の通り。

■ 岐阜県における特定最低賃金の推移

(単位:円)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	866	+20	886	+20	887	+1	907	+20
自動車・同附属品製造業	910	+20	930	+20	932	+2	951	+19
航空機・同附属品製造業	950	+19	970	+20	971	+1	971	±0

■ 隣県における特定最低賃金の推移(抜粋)

(単位:円)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
愛知 輸送用機械器具製造業	936	+17	955	+19	957	+2	976	+19
三重 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	886	+19	905	+19	906	+1	927	+21
三重 建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	921	+19	941	+20	942	+1	962	+20

資料出所:岐阜労働局「県内3業種の最低賃金を改正」、愛知労働局「特定最低賃金の改正」、三重労働局「4業種の三重県特定(産業別)最低賃金改正」

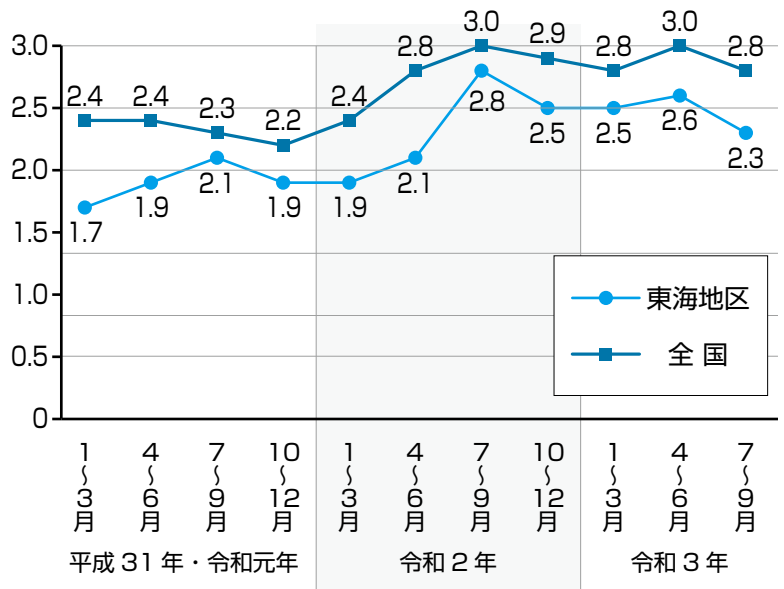
【全国の就業者数は前年同期よりも増加 東海地域の完全失業率は2.3%まで回復】

総務省統計局によると、令和3年(2021年)7月から9月における全国の就業者数は6,694万人と、前年同期に比べて21万人の増加となった。完全失業者数は192万人で同じく前年同期比12万人の減少。完全失業率(原数値)についても、2.8%と、前年同期よりも0.2ポイント低下した。

これを東海地域に限って見てみると、就業者数は809万人。令和2年度10~12月以降は上昇しているものの、前年同期が813万人だったのに比べると4万人の減少となった。完全失業者数は19万人(同4万人減)で、完全失業率(原数値)については、2.3%(同0.5ポイント低下)となった。

■ 全国と東海地域の完全失業率の推移

(単位:%)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)2021年(令和3年)7~9月期平均」

【令和2年 転職者の実態は】

厚生労働省によると、令和2年度10月1日現在で見る転職者の就業実態や意識は下記の通り。(有効回答数は事業所調査が9,149事業所、個人調査が5,530人)

事業所調査

転職者がいる事業所が転職者の採用に当たり重視した事項(複数回答)は、「人員構成の歪みの是正」が43.8%でトップ。次いで「既存事業の拡大・強化」が42.0%だった。

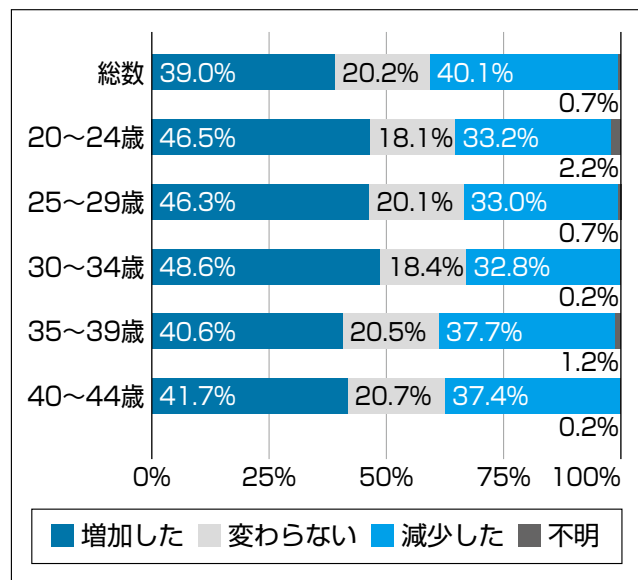
また、転職者の処遇(賃金、役職等)決定の際に考慮した要素(複数回答)は、「これまでの経験・能力・知識」とする事業所が74.7%。次いで「年齢(45.2%)」、「免許・資格(37.3%)」だった。

また、転職者を採用する際の問題については、「必要な職種に応募してくる人が少ないこと(67.2%)」、「応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと(38.8%)」、「採用時の賃金水準や処遇の決め方(32.3%)」などが上位となった。

個人調査

転職者が直前の勤め先を離職した主な理由は「自己都合」が76.6%。その内容(3つまでの複数回答)を見ると、「労働条件(賃金以外)がよくなかったから(28.2%)」、「満足のいく仕事内容でなかったから(26.0%)」、「賃金が低かったから(23.8%)」などとなっている。なお、転職により賃金がどのように変化したかは、下記の通り。

■ 転職による労働条件(賃金)の変化別転職者割合(抜粋)



また、転職者が直前の勤め先を辞めてから現在の勤め先に就職するまでの期間を見ると、「1ヵ月未満(27.6%)」、「離職機関無(26.1%)」、「1ヵ月以上2ヵ月未満(13.3%)」だった。

厚生労働省「令和2年転職者実態調査の概況」

労働行政リーダー ヘッドライン

脳・心臓疾患の労災認定基準を改正

平成13年の改正から約20年が経過しており、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて改正。長時間の加重業務の評価に当たって、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して認定することを明確化したほか、対象疾病には「重篤な心不全」が追加された。

資料出所：厚生労働省「脳・心臓疾患の労災認定基準を改正しました」

テレワーク実施率は宣言等解除後も約2割で推移

今後の景気見通しについて、コロナ禍以降では最多となる21.8%が楽観的な見方を示した。ただ、感染不安はワクチン接種状況に関わらず約7割の人が感じており、不要不急の外出についても「できるだけ避けるようにしている」人が38.3%だった。またテレワークの実施率は22.7%で、一定程度の定着が見られた。

資料出所：公益財団法人 日本生産性本部「新型コロナが働く人の意識に及ぼす影響を継続調査～第7回「働く人の意識調査」」

「令和3年版 過労死等防止対策白書」公表

過労死等防止対策推進法に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書。自動車運転従事者、外食産業に関する労災認定事案の分析や、企業における対策推進に参考となる調査研究結果、令和2年度に行われた労働施策状況について報告しているほか、企業におけるメンタルヘルス対策や勤務間インターバル制度の導入等の取組事例についても紹介している。

資料出所：厚生労働省「令和3年版過労死等防止対策白書
(令和2年度 我が国における過労死等の概要及び
政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況)」

「電子帳簿保存法」改正、令和4年1月施行へ

納税者の文書保存に係る負担軽減を図るために平成10年に創設された制度。今回の改正で、領収書等をスキャナ保存する場合に必要な税務署長の事前の承認が不要となったり、電子データに関連して改ざん等の不正が発覚した場合には重加算税が加重される、また1月1日以降、電子取引データは紙出力した書面のみの保存は認められず、データ自体を規定に沿って保存しなければならないといった変更が行われた。詳しくは国税庁のホームページ(トップ→法令等→「その他法令解釈に関する情報」→「電子帳簿保存法関係」)で解説パンフレット等を閲覧することができる。

資料出所：国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」